

施術所・出張業務

開設等の手引き

令和5年5月

尼崎市保健所保健企画課

目次

1 開設届

- (1) 施術所の開設手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- (2) 施術所の構造設備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- (3) 衛生上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- (4) 施術所の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- (5) 広告に関する規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5

2 その他の届

- (1) 変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
- (2) 施術所（休止・再開・廃止）届・・・・・・・・・・・・P 6
- (3) 施術所（休止・再開・廃止）届・・・・・・・・・・・・P 6
- (4) 施術所（休止・再開・廃止）届・・・・・・・・・・・・P 6
- (5) 施術所開設者死亡（失そう）届・・・・・・・・・・・・P 6

3 施術者出張・滞在業務についての届

- (1) 施術者出張業務開始届・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
- (2) 施術所出張業務（休止・再開・廃止）届・・・・・・・・P 7
- (3) 施術所滞在業務開始届・・・・・・・・・・・・・・・・P 7

略語の説明

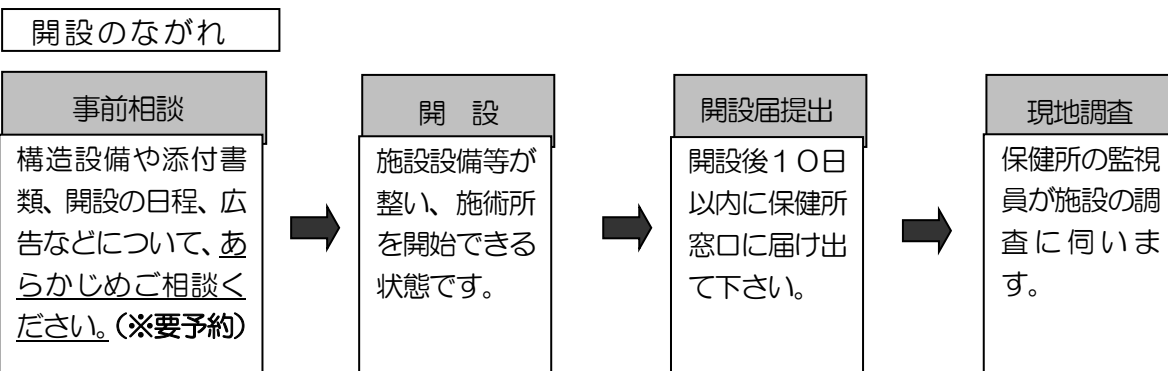
『あはき法』…あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

『柔整法』…柔道整復師法に関する法律

この手引きでは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下『あはき法』という。）に基づくあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業及び柔道整復師法（以下『柔整法』という。）に基づく柔道整復業を行う施術所の開設について説明します。



1 開設届



※保健所へ事前相談（電話予約をお願いします）TEL：06-4869-3010（9時～12時、13時～17時）

（1）施術所開設手続き

施術所開設後**10日以内**に保健所保健企画課へ届け出て下さい。

（開設者が個人の場合における開設届の提出に際しては、開設者の本人確認を要するため、開設者本人による窓口での手続きを原則とします。

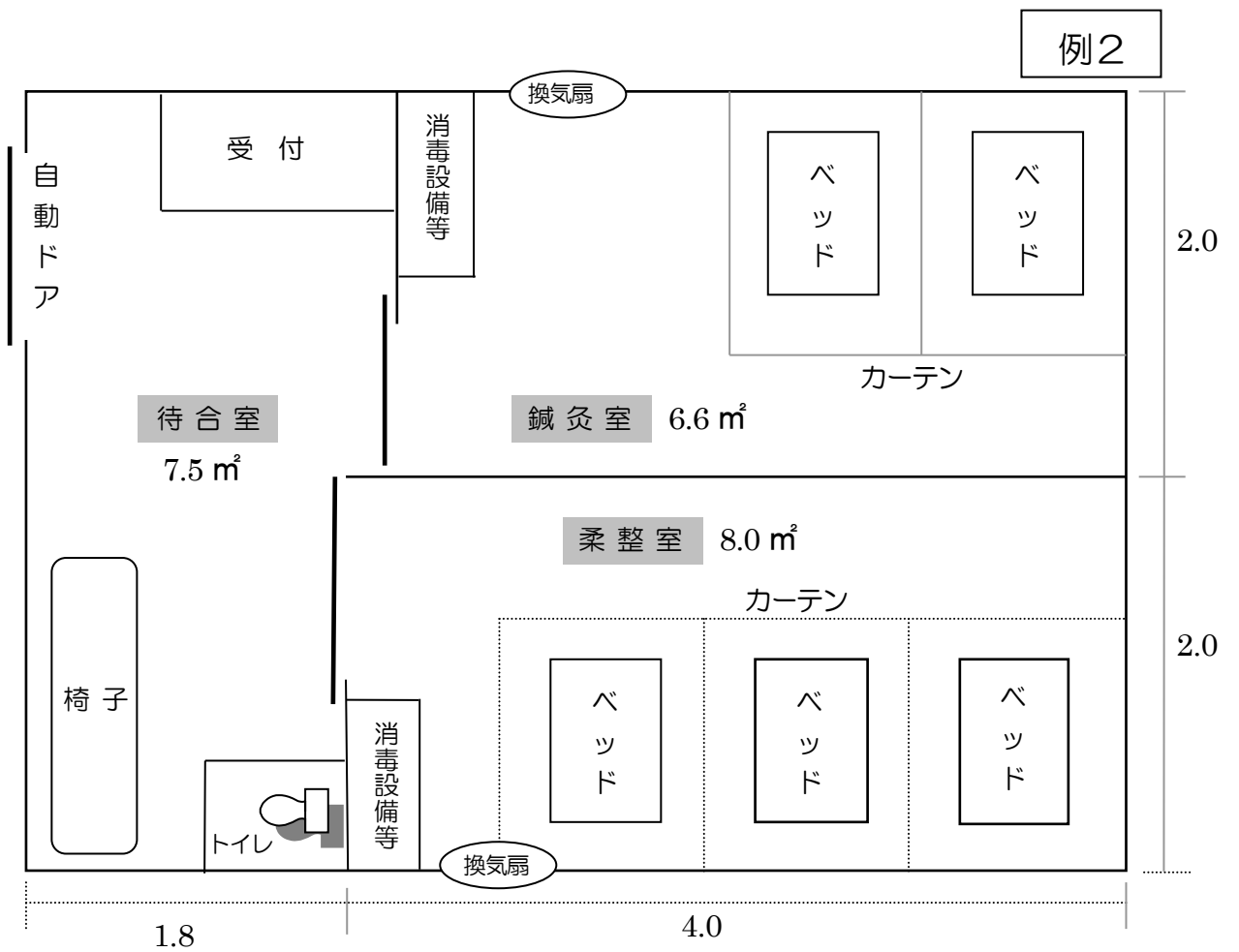
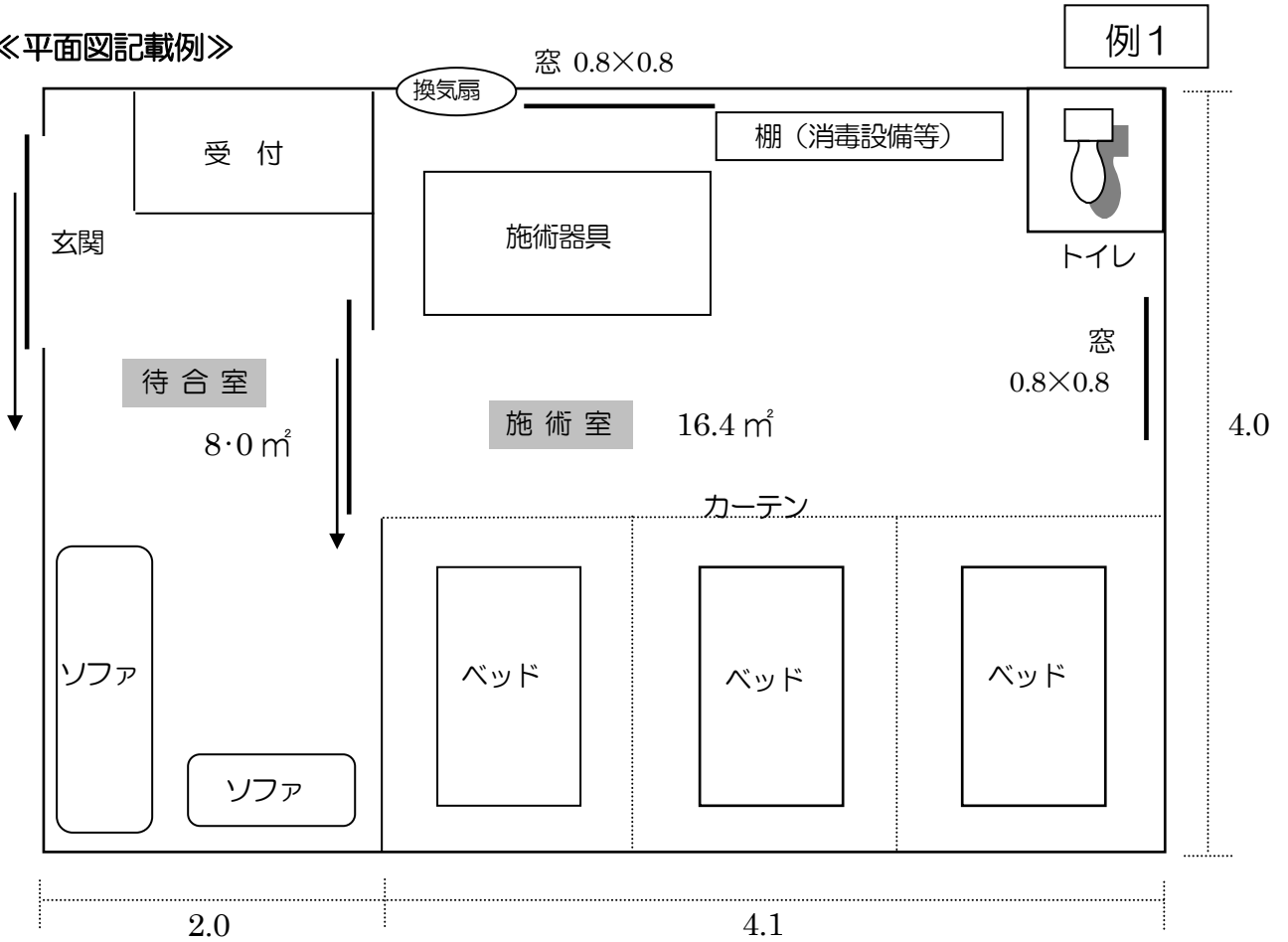
法人開設で法人代表者の方以外が提出される場合は、委任状を作成の上、受任者は本人確認書類をご持参ください。）

提出書類	提出部数	注意事項
・ 施術所開設届	2部	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師で様式は共通。あはき法及び柔整法に基づく施術双方を実施する場合も、一つの施術所としての届出で可。
添付書類等	・ 業務に従事する者の資格免許証の写し及び本人確認書類の写し	届出時に資格免許証及び本人確認書類は原本と照合しますので、原本を窓口にお持ちください。 ※本人確認のため、従事者の方もお越しください。
	・ 開設者が個人の場合、当該開設者の本人確認書類の写し	本人確認のため開設者（法人の場合を除く）の本人確認書類の原本を窓口にお持ちください。
	・ 所在地周辺の見取図	最寄りの駅等から施術所までがわかる図面。所在地を朱塗りしてください。 なお、周辺の見取図は別紙でも構いません。
	・ 施術所の平面図	各室の用途、及び寸法（メートル単位で示す）及び面積、ベッド・機器類の配置、外気開放部分（窓等）の位置または換気装置の種類及び位置、消毒設備の位置等を記入してください。 平面図は別紙でも構いません。
	・ 開設者が法人の場合 登記事項証明書	2部
・ 名称理由書	2部	施術所名称の根拠、由来等を記載

※2部提出していただくものについては、1部（副本）を受付後に控えとして届出人にお返しします。

なお、開設日から10日を経過している場合は、遅延理由書が2部必要です。

《平面図記載例》



(2) 構造設備基準

あはき法施行規則第25条および柔整法施行規則第18条により構造設備基準が設けられています。

開設にあたっては下記の事項に適合しなければなりません。

- 1 6. 6㎡以上の専用の施術室を有すること。
- 2 3. 3㎡以上の待合室を有すること。
- 3 施術室は、室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できること。但し、これに代わるべき適当な換気装置（エアコン、換気扇等）があるときはこの限りでない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
※はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。但し、使い捨てのはりを使用する場合には、使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な方法で行うこと。（指導基準）
- 5 施術所は、住居・店舗等と構造上独立していること。
（出入口を別に設ける等明確に区画すること）（指導基準）
- 6 施術室と待合室の区画は、固定壁で仕切られていること。（指導基準）
- 7 ベッドを2台以上設置する場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。（指導基準）

※ 同一建物内で施術所（あんま、鍼灸と柔道整復）を兼業する場合は、原則として二つの構造設備をもつこととなりますが、一定条件の下で構造設備の共用が認められています。

また、開設届はあはき法及び柔整法に基づく2種類の書類提出までは求めておらず、届出は1種類で1部の提出で差し支えありません。

※ 施術所内で他の医療類似行為を行うことはできません。（整体・カイロプラクティック等）

(3) 衛生上の措置

あはき法施行規則第26条及び柔整法施行第19条により衛生上必要な措置が定められています。

施術室の清潔や使用するタオル等の物品の管理には十分気をつけてください。

- 1 常に清潔に保つこと。
- 2 採光・照明及び換気を充分行うこと。

(4) 施術所の名称

施術所の名称は、あはき法又は柔整法の広告の規制を受けます。

医療法、医師法、薬事法、あはき法、柔整法等その他の法律に抵触するような名称は使用できません。

医療法第3条

病院又は診療所でないものには、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称をつけてはならない。

医師法第18条

医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

指導基準

施術所で認められていない医業類似行為名を使用すること。

例：整体院、リラクゼーション、カイロプラクティック、エステティック

- ※ 施術所であることが、わかる名称にしてください。
- ※ 近くに既に開設されている施術所の名称は避けてください。
- ※ その他、誤解を受ける名称（医学的な治療を行っているとは誤認されるような名称等）は避けてください。
- ※ 看板を掲げる場合は、届出の名称と異なるものはできません。
なお、看板は広告にあたりますので、広告できない事項を含むこともできません。（(5) 広告に関する規制参照）



(5) 広告に関する規制

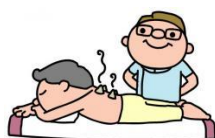
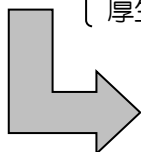
法律に定められた事項以外は、原則として広告することはできません。

広告できる事項（あはき法第7条第1項）

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項

〔厚生労働大臣が指定する事項〕



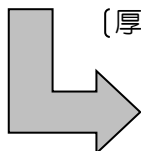
- 1 もみりようじ
- 2 やいと、えつ
- 3 小児鍼（はり）
- 4 施術所の開設の届出をした旨
- 5 医療保険療養費支給申請ができる旨
（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- 6 予約に基づく施術の実施
- 7 休日又は夜間における施術の実施
- 8 出張による施術の実施
- 9 駐車設備に関する事項

広告できる事項（柔整法第24条第1項）

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項

〔厚生労働大臣が指定する事項〕



- 1 ほねつぎ（又は接骨）
- 2 施術所の開設の届出をした旨
- 3 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の幹部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- 4 予約に基づく施術の実施
- 5 休日又は夜間における施術の実施
- 6 出張による施術の実施
- 7 駐車設備に関する事項

※広告可能な事項においても、その内容は、技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できません。（あはき法第7条第2項及び柔整法第24条第2項）

広告できない例：〇〇流、▲▲に効くはり（きゅう等）、等。

2 その他の届出

※ 2部提出していただくものについては、1部（副本）に受理印を押印のうえ、控えとしてお返しします。

※開設者もしくは法人における開設代表者の方以外が提出する場合、委任状を作成の上、受託者は本人確認書類をご持参ください。

(1) 変更届

開設届出内容に変更があった場合は、変更日から10日以内に保健所保健企画課に届け出てください。

提出書類		提出部数	注意事項	
・ 施術所届出事項変更届書		2部	変更事項を記入します。	
添付書類等	・ 構造設備の変更	施術所の平面図 (変更前・変更後)	2部	変更前・変更後の図面を添付してください。 ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法・面積、外気開放面積・位置・換気装置の位置、消毒設備の位置等を記入してください。
	・ 従事者の変更	業務に従事する 施術者の免許証 の写し	2部	変更前・変更後の従事者を記入します。あらたに業務に従事することとなった施術者の（資格）免許証と写しを持参ください。
		業務に従事する 施術者の運転免許証等	提示のみ	あらたに業務に従事することとなった施術者の本人確認を行いますので、ご本人様が運転免許証等の公的な身分証明書を持参して窓口にお越しください。
	・ 開設者が法人の場合 (主たる事務所または名称の変更)	登記事項証明書	2部	変更前、変更後の履歴を確認するために添付してください。(1部は写しで可) (個人の開設者が変更になった場合は、変更届ではなく、廃止届・開設届の提出が必要となります。)

(2) 休止届

施術所を休止した場合は、休止後10日以内に「施術所休止届」を2部提出してください。

(3) 再開届

施術所を再開した場合は、再開後10日以内に「施術所再開届」を2部提出してください。

※ 再開するときに休止前と従事者が変更している場合は、「施術所届出事項変更届書」も併せて提出してください。

(4) 廃止届

施術所を廃止した場合は、廃止後10日以内に「施術所廃止届」を2部提出してください。

(5) 施術所開設者死亡（失そう）届

施術所の開設者が死亡した場合は、死亡日以後10日以内に「施術所開設者死亡（失そう）届書」を2部提出してください。(戸籍上の届出義務者が提出してください。)

除籍抄本又は死亡診断書の写しをご持参ください。

3 施術者出張・滞在業務の届

※ 2部提出していただくものについては、1部（副本）に受理印を押印のうえ、控えとしてお返しします。

(1) 施術者出張業務開始届

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が出張のみの業務を開始する場合は、業務開始後 **10日以内**に「施術者出張業務開始届書」を自宅住所の保健所へ2部提出してください。

※ 既に施術所を開設されていて、施術所から往診する場合は提出の必要はありません。

※ 柔道整復師及び法人の出張・滞在業務の届出はできません。

※ 市内で転居された場合は、出張業務廃止届及び、再度出張開始届を提出してください。

書類	提出部数提出	注意事項
・施術者出張業務開始届書	2部（1部お控え）	住所付近の見取図は、欄内に記入が難しい場合は、別紙として添付してください。
添付書類等	・業務に従事する施術者の免許証の写し	免許証原本と照合しますので、原本を窓口にお持ちください。
	・運転免許証等	従事する施術者の運転免許証等の原本を窓口にお持ちください。

(2) 施術者出張業務（休止・再開・廃止）届

出張のみの業務を休止、再開、または廃止した場合は、**その日から10日以内**に「施術者出張業務（休止・再開・廃止）届書」を2部提出してください。

(3) 施術者滞在業務開始届

あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師が住所地の都道府県以外の地に滞在して業務を行おうとする場合は、**事前に**「施術者滞在業務開始届書」を滞在先の保健所に、2部提出してください。

書類	提出部数提出	注意事項
・施術者滞在業務開始届書	2部（1部お控え）	滞在先付近の見取図は、欄内に記入が難しい場合は、別紙として添付してください。
添付書類等	・業務に従事する施術者の免許証の写し	免許証原本と照合しますので、原本を窓口にお持ちください。
	・運転免許証等	従事する施術者の運転免許証等の原本を窓口にお持ちください。

【問い合わせ先】

尼崎市保健所 保健企画課 医事担当

〒660 - 0052

尼崎市七松町1丁目3番 - 502号

TEL：06 - 4869 - 3010 FAX：06 - 4869 - 3049

メール:ama-hokenkikaku@city.amagasaki.hyogo.jp